


# ● 団体所得補償保険のポイント

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「団体総合生活保険 補償の概要等」をご確認ください。

**Point 1 最長1年間の所得補償**



病気やケガで就業不能となった場合\*に、あなたの所得を補償します。


\*骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

**Point 2 業務中・業務外、国内・国外を問わず補償**

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気・ケガで免責期間(4日間)\*を超えてお仕事を休まれた場合、保険金をお支払いします。

\*免責期間(保険金をお支払いしない期間)の4日間は、保険金お支払いの対象になりません。

**Point 3 自宅療養もサポート**



入院中はもちろん、自宅療養(医師の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)によって、全く働けない場合)も補償します。

**Point 4 精神障害もサポート(精神障害補償特約(ハ))**

精神障害による就業不能も補償の対象になります。

(アルコール依存および薬物依存などは対象となりません。詳細につきましてはP11をご確認ください。)

**Point 5 天災による身体障害も補償(天災危険補償特約)**

天災危険補償特約により、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガで就業不能、また死亡した場合の葬祭費用も補償の対象となります。

**Point 6 VIP充実タイプなら、入院1日目から補償(入院による就業不能時追加補償特約)**

VIP充実タイプなら、入院のみ免責0日なので、入院による就業不能時には、入院1日目からお支払いの対象となります。

※入院とは、治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(自宅療養時は、免責期間(4日)を超えての就業不能時にお支払いの対象となります。)

**Point 7 通算1,000日分まで補償(通算支払限度期間に関する特約)**

がん、心筋梗塞等の病気をされて保険金をお受け取りになっても、通算して1000日分の保険金をお受け取りになるまでは、補償内容を拡大しない範囲で更新できます。

ただし、同一の身体障害による就業不能\*に対する保険金のお支払いは、てん補期間(保険金お支払い期間)を限度とします。

\*就業不能の終了日からその日を含めて180日を経過した日までに就業不能が再発した場合で、その就業不能が前の就業不能の原因となった身体障害によるものであるときは、同一の身体障害による就業不能とみなします。

**Point 8 無事故戻しがあります**

保険期間が満了した場合において、保険期間中無事故の場合は、払込みいただいた保険料の20%をお返しします。

**Point 9 葬祭費用\*をお支払い(葬祭費用補償特約)**

ケガまたは病気によりその直接の結果として死亡した場合、親族が負担した葬祭費用をお支払いします。

\* 通夜、祭壇、火葬、埋葬、お布施、戒名料等の実費を葬祭費用保険金額を限度にお支払いします。※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

**Point 10 新型コロナウイルス感染症も補償対象**

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合も対象となります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設(ホテル等の宿泊施設を含みます。)または自宅において入院と同等の療養をする場合も「入院」として取り扱います。ただし、医師の証明書等をご提出いただく場合に限ります。

## 保険金のお支払い例

**Aさん 50歳 男性(職業:一般事務従事者)**      **VIP充実タイプ 6口加入**      月額保険料 **7,830円**  
(基本契約の免責期間:4日間、てん補期間:1年)(補償月額30万円)

**心筋梗塞で3か月入院、その後1か月と15日間自宅療養\*1**



<b>保険金総額</b>	入院	3か月	▶	月額30万円 × 3ヶ月 = <b>90万円</b>
	自宅療養	1か月	▶	月額30万円 × 1ヶ月 = <b>30万円</b>
		と15日	▶	月額30万円 × $\frac{15日}{30日}$ *2 = <b>15万円</b> (端日数)

**90万円 + 30万円 + 15万円 = 総支払額 135万円**

\*1. 医師の治療を受けていることによって、全く働けない場合をいいます。      \*2. 1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算により算出します。

上記は、引受保険会社が作成した架空のお支払い例です。過去に実際に発生したものではありません。